

を複写し、または複製してはならない。

⑤ 事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知った時は、速やかに施設管理責任者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

⑥ 管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦ 業務従事者への周知

落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(6) 業務の引継ぎ

- ① 事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう必要に応じて前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。
- ② 本業務を実施する事業者の変更があった場合には、事業者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継資料等を作成の上、農林水産省に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word または Microsoft Office Excel形式とし、事前に最新パターンによるウィルスチェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

(7) 契約に基づき事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

- (ア) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- (イ) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。

② 公正な取扱い

- (ア) 事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。
- (イ) 事業者は、当該施設の利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取り、または与えてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し、誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥ 安全衛生

事業者は本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、または中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、事業者は、その責において、必要な措置を講じなければならない。

(イ) 事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。

⑩ 再委託の取扱い

(ア) 事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 一の事業者では、本業務を実施できない場合は、あらかじめ入札参加グループを構成すること。

(ウ) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理方法）について記載しなければならない。【様式9】

(エ) 事業者は、本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理の方法）を明らかにした上で、農林水産省の承認を得なければならない。

(オ) 事業者は、上記(イ)から(ウ)により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴取することとする。

(カ) 上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品の授受の禁止、宣伝行為の禁止、農林水産省の契約によらない自らの業務の禁止等について、再委託先は、事業者と同様の義務を負うものとする。また、事業者は、再委託先に遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

⑪ 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表事業者及び入札参加グループの参加事業者は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑫ 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

入札参加グループのうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、農林水産省の承認を得て、残存する参加事業者が共同連帯して当該参加事業者の分担業を完了するものとする。

ただし、残存する参加事業者のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存事業者全員及び農林水産省の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加事業者を加えた入札参加グループが共同連帯して破産又は解散した参加事業者の分担業務を完了するものとする。

⑬ 契約解除

農林水産省は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除すること

ができる。

(ア) 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチまたは同項第2号に該当するとき

(イ) 暴力団を業務を統括する者または従業員としていることが明らかになったとき

(ウ) 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑭ 契約解除時の取扱い

(ア) 上記⑩に該当し、契約を解除した場合には、農林水産省は事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

(イ) この場合、事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

(ウ) 農林水産省は、事業者が上記(イ)の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 農林水産省は、契約の解除及び違約金の徵収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑮ 委託内容の変更

農林水産省は、業務期間中に1(1)④の取り壊しが決定された場合、農林水産省の設備機器等が更新等されることとなる場合又は、実施要項等で農林水産省が提示した条件と

異なる場合には、落札業者にその旨を通知するとともに双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

⑯ 設備更新の際における事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と農林水産省が協議するものとする。

1 2 事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項

事業者またはその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により、第三者に損害を加えた場合は、次に定めるところによるものとする。

(1) 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき、当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償するこ

とができる。

### 1 3 公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価に関する事項

#### (1) 実施状況等に関する調査の時期

内閣府が行う評価の時期を踏まえ、本業務の実施状況等について、平成28年3月31日時点における状況を調査するものとする。

#### (2) 調査の方法

農林水産省は、事業者が実施した管理・運営業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査を行うものとする。

#### (3) 調査項目

- ① 上記2(1)において、管理・運営業務の質として設定した項目
- ② 上記2(2)において、確保すべき水準として設定した項目
- ③ 上記2(3)に基づき、事業者から提案のあった項目に対する履行状況

(4) 農林水産省は、必要に応じ、事業者から直接意見の聴取等を行うものとする。

### 1 4 その他本業務の実施に関し必要な事項

#### (1) 評価アドバイザーの活用

農林水産省は、法に基づく公共サービス改革基本方針において、選定された施設管理運営業務の実施を公正に行うために評価アドバイザーの意見を求めることがある。

なお、評価アドバイザーは、第三者の有識者とし、当該業務に直接的な利害関係者を排除した中立的な者複数名で構成する。

#### (2) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告

農林水産省は、事業者に対する会計法令に基づく監督及び検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、公共サービス改革法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告するものとする。

また、公共サービス改革法第45条に基づき監理委員会から求められた場合には、事業の実施状況等について、監理委員会への報告又は、資料の提供を行うこととする。

(3) 上記1 3 (4)の規定は、上記(2)の規定により指示をした場合について準用する。

#### (4) 農林水産省の検査・監督体制

本契約に係る検査・監督体制は次のとおりであり、監督は、契約担当官等が、自らまたは補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

##### ① 施設管理責任者

農林水産省大臣官房経理課長

##### ② 検査職員

農林水産省大臣官房経理課課長補佐（用度班担当）

農林水産省大臣官房経理課課長補佐（庁舎営繕班担当）

##### ③ 監督職員

農林水産省大臣官房経理課施設管理専門官

農林水産省大臣官房経理課営繕専門官

○農林水産省大臣官房経理課用度班用度係長

農林水産省大臣官房経理課用度班庁中管理係長

農林水産省大臣官房経理課用度班庁舎環境対策係長

農林水産省大臣官房経理課庁舎営繕班庁舎係長

農林水産省大臣官房経理課庁舎営繕班電気通信係長

農林水産省大臣官房経理課庁舎営繕班設備係長

※ ○印の職員は、業務全般について統括責任者と主に対応する職員である。

(5) 事業者が負う可能性のある主な責務等

① 事業者の責務等

(ア) 公共サービス改革法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 公共サービス改革法第54条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。

(ウ) 公共サービス改革法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

(エ) 公共サービス改革法第56条の規定により、法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、公共サービス改革法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑が科される。

② 会計検査

事業者は、①本業務が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地検査を受け、または同院から直接若しくは農林水産省を通じて、資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。